

議案第 55 号

専決処分承認を求めることについて（所沢市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和 6 年 4 月 24 日提出

所沢市長 小野塚 勝 俊

提案理由

地方税法施行令の一部改正に伴い、所沢市国民健康保険税条例の一部改正の必要が生じたが、市議会を招集して、その議決を経る時間的余裕がないため、所沢市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を専決処分したので、地方自治法第 179 条第 3 項の規定により、本案を提案するものである。

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、所沢市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分する。

令和6年 3月30日

所沢市長 小野塚 勝 俊

所沢市条例第 29 号

所沢市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

所沢市国民健康保険税条例（昭和32年告示第157号）の一部を次のように改正する。

第19条第1項第2号中「29万円」を「29万5,000円」に改め、同項第3号中「53万5,000円」を「54万5,000円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 改正後の所沢市国民健康保険税条例の規定は、令和6年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和5年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。